

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 72 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	NEW フレンド代行運転
	主たる営業所が所在する 市 町	金沢市
処 分 年 月 日		平成29年 1月 18日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		立入検査を実施したところ、書類備付け義務違反 が判明したもの
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第20条第1項、第22条第1項
処分を行った公安委員会		石川県公安委員会